

- 5 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- 6 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、短期入所サービス費は、算定しない。

2 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第8 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

イ 1月に指定重度障害者等包括支援（指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数（以下「実績単位数」という。）が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数（当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）を除く。）を乗じて得た単位数（以下「支給決定単位数」という。）の100分の95以上である場合 支給決定単位数

ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数

注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所（指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。）において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。
  - (一) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
  - (二) 最重度の知的障害のある者
- (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

第9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費（1日につき）

イ 共同生活介護サービス費

- (1) 区分6 444単位
- (2) 区分5 353単位
- (3) 区分4 300単位
- (4) 区分3 273単位
- (5) 区分2 210単位

ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 142単位

注1 イ及びロについては、区分2以上に該当する知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）第16の1の注1において「知的障害者等」という。）に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活介護を行った場合に、平成20年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

4 イ及びロに掲げる共同生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定共同生活介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活介護計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95
- (3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下この第9において同じ。）の入居定員（指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。）が8人以上である場合 100分の95
- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93

5 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（1のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（1のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。）を除く。）又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する世話人、生活支援員等が支援を行う利用者（以下「夜間支援対象利用者」という。）が10人以下の場合

- (1) 区分5及び区分6 97単位
- (2) 区分4 52単位
- (3) 区分2及び区分3 24単位

ロ 夜間支援対象利用者が11人の場合

- (1) 区分5及び区分6 85単位
- (2) 区分4 40単位
- (3) 区分2及び区分3 20単位